

会 議 録

会議の名称	平成２８年度第４回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	平成２８年１１月１８日（金）
開催時間	午後３時 から 午後５時１０分 まで
開催場所	白岡市役所 庁舎４階 会議室４０３
会長の氏名	内山欣春
出席者（出席委員）の氏名・出席者数	内山欣春、渡部 勲、神田芳晃、嶋津哲夫、五十嵐泰子、東川 勲、長谷川 博、池澤照江・８人
欠席者（欠席委員）の氏名・欠席者数	南 宣男、弓木和子・２人
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大久保栄 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主事 市民協働担当 川越沙織
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大久保栄 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主事 市民協働担当 川越沙織
その他会議出席者の職・氏名	傍聴者 ２人
会議次第	１ 開会 ２ 挨拶 ３ 会議事項 (１) 自治基本条例に関するアンケート調査の結果について (２) 市民活動センターの視察について (３) 次回の検証のスケジュールについて (４) その他

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	1 開会 河野地域振興課長の進行により会議が開会した。
内山会長	2 挨拶 内山会長から挨拶がなされた。
事務局（内田主査）	3 会議事項 (1) 自治基本条例に関するアンケート調査の結果について 事務局から資料について、説明がなされた。
A 委員	（質疑） 市全体の年齢別の人口比率を教えてください。
事務局（内田主査）	毎月、ホームページ上で公開しているデータの写しを 後ほど皆様に配付します。
A 委員	だいたい何歳くらいが一番多いですか。
事務局（内田主査）	おおまかに申し上げますと、団塊の世代にあたる周辺 の年齢層が一番多く、その次が団塊ジュニア世代となっ ており、若年層は少ない状況でございます。
内山会長	他に何かございますか。
B 委員	一般的には農業者を含む自営業者は地域関心度が高 く、地域との関わりを大事にしていると思っていたので すが、この集計を見ると、そうでもないのだなと思いま した。 回答していない人の割合を考えると、自治基本条例の 認知度はもっと低くなることが考えられるので、この集 計結果は広報が不十分だということを示しているので

A 委員	はないでしょうか。自治基本条例は白岡市民の憲法ですから認知度を高めていくことが必要で、その手段を考える必要があると思います。 私は、このまちがよいからこういう結果になったと思います。自治基本条例を知らなくてもまちがうまくいっているのだと。
C 委員	このアンケートはいろんな見方ができると思います。これを定期的にやることによって、結果の比較ができますから、第1回のアンケートをやったことに非常に意味があると思います。 しかし、認知度が低いということは、周知の努力が足りないということです。では、どうやって周知していくかということになるのですが、自治基本条例を知った方法のうち、一番多いのは広報しらおかと議会だよりで、紙ベースのものが威力を発揮しています。広報しらおかと議会だよりが71.4%で、全体の3分の2以上の人たちが紙ベースで知ったというのは重要なポイントです。広報しらおかや議会だよりで、折に触れて自治基本条例をテーマにしてアピールすると、市民の方がより関心を持つようになると思います。
B 委員	A 委員さんの意見に対してですが、投票率が低ければ低いほど、それだけ市を信頼しているかということ、そうではないと思います。 関心を持たないことは良いことではない。関心を持って切磋琢磨しながら、住民自治や市政を推進していくべきであり、関心がないと後退してしまうので、自治基本条例に基づいて住民投票条例や市民参画条例を作ったのである。意識は高ければ高いほどよい。必ずしもそうとは言えない場合もあるが、低いよりはよいということは確かです。

C 委員	22 ページの『問 7 (3)居住地域』を見ると、新白岡が非常に多いのですが人口比率はどのくらいなのか。人口に按分してアンケートを送ったわけですね。
事務局（内田主査）	発送数は小久喜のほうが多いです。新白岡は区画整理で野牛と高岩から住所が変更になった世帯があるため、人口が増えているという状況です。
C 委員	この地域の関心が高くて回答率が高かったということでもないのですか。
事務局（大久保補佐）	2 ページ目の『(5) 地域別（回答率）』を見ると、それほど差はないかと思います。
内山会長	先ほどの説明の中でも、『(5) 地域別（回答率）』は参考程度でというお話がありましたが、そのとおりだと思います。
C 委員	職業別の集計を見ると、『会社員・公務員』、『無職』の層が全体の 28.7%と 25.3%を占めています。『無職』には、かつて会社員や公務員だった人たちが含まれるわけですね。こういった人たちは自営業などの人たちと比べると、自分の身の回りの環境については関心が高い層だということと言えます。
内山会長	10 ページ目の『問 4 住民投票条例の認知度』ですが、自治基本条例や市民参画条例と比較すると、住民投票条例の認知度のほうが高いという結果が得られたということですが、住民投票条例はニュースや新聞で全国的に話題に出てきていることも関係しているのかなという気がしますよね。

D 委員	しかし、市民参画条例は知らないという方が多いのかもしれませんね。 私が所属している団体の人たちは、「参画と協働のまちづくり審議会」という会議のことをほとんど知らないですし、自治基本条例も知らないです。住民投票条例に関しては、テレビなどで見て少し知っているという人はいましたが、内容はよく分からないという人がほとんどでした。C 委員さんが先ほどおっしゃったように、周知の仕方が問題なのかなと思ったりしています。少しでも皆さんに分かってもらえるように周知の方法などを考えていくのが、私たちの責務なのではないかと思います。
内山会長	そう思いますね。 会長の立場ではなく、個人としての立場でひとつお話をしたいと思います。次回の宮代・桶川・加須の3か所の先進地での視察においては、白岡市で活用できるような施策を得てこななければいけないと思っています。そこで、先日、テレビで見たのですが、宮崎県串間市で、広島で使っていた路面電車を購入し、駅前に置いて市民が集まる場所にするという話題が取り上げられていました。路面電車は、大人よりも子供が喜ぶものなので、大人が子供を連れて来るという状況になるもので、非常にユニークだなと感じました。通常の会議室にそれだけの人が集まって議論する機会ができるのだろうかというところから、皆さんと議論する必要があると思いますので、それは次の議題の時に御議論いただきたいと思います。 いずれにしても回答率が低く、認知度も低いということが分かりました。そのためにはどうしたらよいのかをこれからあと2回で結論付けていきたいと思います。 アンケートについては以上にしたいと思います。

事務局（川越主事）	(2) 市民活動センターの視察について 事務局から資料について、説明がなされた。
内山会長	（質疑） この視察を通じて何を得てくるかを中心に議論したいと思います。これが決まったら、先方に事前にお伝えする必要があるのでしょうか。
事務局（内田主査）	内容によっては先方の事前確認が必要なこともあるかと思いますので、先方に事前にお伝えしたいと思います。
E 委員	市長や町長とはお会いできるのでしょうか。市長や町長の考えがどう現場に伝わっているのかを見てみたいと思います。
事務局（内田主査）	今回の視察は、施設の設備や施設が果たしている機能、どういうニーズがあるのかなどの実態を確認する視察として捉えておりますので、先方のトップに直接お会いするような予定はありません。
B 委員	先ほど説明にあったそれぞれ運営主体が異なるという部分と、相談員の有無についてもう一度説明してほしいです。
事務局（川越主事）	宮代町は運営方法が指定管理で、職員は常勤 2 名、非常勤が 8 名、相談員さんが 1 名いらっしゃいます。続いて桶川市はベニバナウォークという商業施設の中にあり、ユニー株式会社が運営しております。こちらは常勤が 2 名、非常勤が 5 名、相談員さんはいらっしゃいません。最後に加須市は共同管理となっております。常勤はおらず、非常勤の職員だけが 10 名、相談員さんが 1 名

	いらっしゃいます。
C 委員	共同管理というのはどういう形態なのですか。
事務局（川越主事）	詳細は分かりかねるため、そのあたりも併せて伺ってみるとよいかもしれません。
C 委員	運営の形態がどのようなになっているのかが一番関心が高いですね。市民と行政で運営委員会のようなものを組織して運営しているのかもしれませんがね。
事務局（河野課長）	加須市は公設民営型というもので、協定書を結んで市が設置して民間が運営する共同という形のようにです。
E 委員	視察先で私たちの活動等についての説明もするのですか。
事務局（内田主査）	知見を深めるために視察させていただくので、この審議会の概要は事前に説明いたします。
C 委員	基本的には、市長に提出した市民参画条例の制定に向けた提言書の中に、まちづくり協働センターの創設というのがうたわれていて、この創設に向けての準備活動の一環としてお話を伺いにまいりましたということになるのですよね。
事務局（内田主査）	審議会条例におきまして、場所の検討ということでそういった表現がされていますので、そのために今回視察させていただくということです。
C 委員	それぞれに管理規定や利用規定というものがあるはずで、それを見るとどういう形態でやっているのかだいたい検討がつきますよね。実際の運営形態と生の声を聞

	かせてもらえると非常に参考になりますよね。あと、どういう理念で運営されているのかが重要な点だと思います。 行政が関わっているという前提になりますが、財政的な支援などの部分もお聞かせいただけるのであればお聞きしたいと思います。 センターの設備や利用規定など、あらかじめリストをいただければ一番よいのですが。
内山会長	今のお話は、運営主体、運営方法、運営の理念、予算についてですね。
C 委員	運営方法に入りますが、実際に運営する組織と、市民が内容をチェックできるような運営委員会は別であるのかどうか知りたい。
内山会長	運営体制ですね。 宮代町の進修館というのは建屋が立派ですよ。これだけのものをNPOで建てるのは難しいでしょうから、宮代町から建屋を提供しているのかというイメージがありますが、そういうところもしっかり確認したいですよ。
D 委員	前回の会議の資料では、宮代町は指定管理となっています。
内山会長	指定管理ということは、建屋は公営ですよ。指定管理者は公募によって市と話し合って決めていくというものです。
B 委員	宮代町はNPOに指定管理しています。
内山会長	今まで出ている御質問はだいたい基本的、構造的、理

	念的な部分を知りたいというものです。その他に私が興味があるのは、運営した結果、どれだけの市民がそこに参加したかという点です。参加した人がものすごく多くなったのであれば、その多くなった原因は何なのかを聞いてみたいと思います。これは非常に参考になると思います。
C 委員	絆やきっかけなどが重要な意味があるのだと思います。そこに行くことによって、何か他のことを知るとか、お隣さんを知るとか、そういうきっかけを作る場として機能すると非常によいと思います。
内山会長	利用状況ですね。 あと、桶川市は常勤が2名ということですが、その2名は職員なのでしょうか。それともボランティアなのでしょうか。
事務局（大久保補佐）	市町村職員となっております。
内山会長	職員が2名ということですね。分かりました。桶川市には相談員はいないのですよね。
事務局（大久保補佐）	おりません。
D 委員	前回の会議資料で、宮代町は相談員への相談件数が70件、加須市は51件となっていました。どんな相談があるのか、おおまかにでもその相談内容を知りたいです。
内山会長	宮代町で『市民活動登録・支援制度』というものがあり、『登録すると、次のサービスなどが利用できる。』とあります。『登録者のニーズに応じた活動のマッチングコーディネート』は、イメージとしては登録された団体

	を紹介するということなののでしょうか。
事務局（内田主査）	団体同士をマッチングさせるというものだと思います。
E 委員	市役所の職員もこの視察に行かれるんですか。
事務局（内田主査）	ワゴン車を２台程度用意して市職員の運転で視察に行くことを予定しております。
事務局（河野課長）	まずは３つの施設とも公設ということで市の設置条例があると思います。それをご覧いただくと位置付けなどは御確認いただけたと思いますので、ご覧いただきたいと思います。ただ、それぞれ実施している内容が異なりますので、それらを白岡市に置き換えたときにどういうものが考えられるのか、どういうものが必要なのか、せっかく設置しても全く活用されないような施設になっては困りますので、それらも踏まえての視察にしたいと思います。
E 委員	そういう団体を役所側のセクションとすれば、どこかの課が管理しているはずですよ。その管理している課の人は今回の視察で説明をしていただけるのでしょうか。
事務局（内田主査）	今の交渉の感触では、施設にいるかたに御説明いただくことになると思います。桶川市は市の職員がいるということですので、職員からの説明ということになると思いますが、加須市の場合は指定管理をしているということですので、職員ではない方に御説明いただくことになると思います。
B 委員	公設民営でも担当者が何も知らないということはある

C 委員	ると思います。 全てのところに担当者がいるとは限らないと思います。例えば子育てコーナーや介護コーナーに関連資料を置いておいて、「知りたい方はこちらに連絡をしてください。」としているところもあると思います。そこへ行って何かしら連絡をとれば対応が得られるということは大事だと思いますので、そのようなものができればよいなと私は思っています。
内山会長	ということは、とても幅広い情報を持っている場所だということですね。パソコンを置いておいて、ホームページをすぐ見ることができるという環境をつくっておけば、担当者としては分からないけど、ホームページを見れば分かるとか、そういう環境づくりが大事だと思います。
C 委員	ホームページを持っているところもあると思います。そこに関連のものを載せておいて、パソコンも常備しておけばすぐに対応できるわけですね。
内山会長	自然と市民が集まってくるような雰囲気のある場所ができればよいですね。 今の議論の中で挙げたのは、運営主体、運営方法、法律的な背景を含む運営理念、運営予算、運営体制、現状の利用状況等を中心に視察するということですね。
事務局（野口部長）	あらかじめ相手方に連絡をしておきますので、より濃い内容を教えていただきたいと思いますね。
内山会長	ということで、今日出た意見を事務局に総括してもらって先方と連絡をとっていただきたいと思います。 『(2) 市民活動センターの視察について』は以上とし

事務局（内田主査）	たいと思います。
内山会長	(3) 次回の検証のスケジュールについて 事務局から資料について、説明がなされた。
C 委員	『○検証に当たっての必要事項の事前確認(新委員に 応じて実施)』の中身はどうでしょうか。 今の審議会委員は来年の3月で任期が終了して、新しい委員で4月に始まり、このスケジュールで進めること になりますよね。ですから、スケジュールについても新 委員さんが責任をもって検証なさるわけですし、新委員 さんにスケジュールを決めていただかなければいけない わけですが、大まかな方向付けみたいなものは今の委 員で決めておく必要があると私は捉えました。 今の委員で初めて検証を行って、私たち自身もどう やったらよいのだろうかと思ったりしながら第1回の 検証を行いました。その反省の中から、検証のための推 進計画を作って検証のひとつの判断材料とする方向付 けもできたわけですから、そのルールの上でやっていた だきたいです。アンケートにしても、第1回と次回の比 較ができるわけですから、是非、新委員さんにも、それ を踏まえて進めていただきたいと思います。
内山会長	私たちがやってきた数か月の実績というのは、今後の 展開に大きな参考になると思います。私たちが議論して きたことを踏まえて、より良いものが出来上がるような 展開を望みたいです。 平成29年度の『○検証に当たっての必要事項の事前 確認』の『・自治基本条例などの例規について』、『・ サポーター制度などの実績について』、『・前回の検証 結果について』、これらは新委員さんが事前研修をする 内容ということで捉えてよろしいですか。

事務局（内田主査）	はい。
内山会長	とすると、新委員さんがこの３つで十分かという議論をしたいのですがいかがでしょうか。
B 委員	その前にちょっとよろしいですか。私たちはいつまでの検証でしたでしょうか。非常に遅れてしまったのですよね。
事務局（内田主査）	平成２７年の９月末までに検証することになっておりました。次は平成３１年の９月末までに検証することが必要となっております。
B 委員	私の意見としては、検証委員会を審議会が直接扱うというのは、少し無理があるのではないかという気がしました。法規的な問題を含めて、専門性を持つ人が誰もいない中で審議をすることが本当に検証になっているのかと疑問を持っています。ですから、それなりに見識を持った方を交えた委員会を組織すべきではないかと思っています。そうすることによって、より正しいものができるのではないかと思います。検証委員会を審議会の内部に設けてもよいのですが、審議会としての進め方が検証に向いているのかどうか検討したほうがよいのではないかと思っています。
C 委員	前回の議論の中でも、検証委員会を設けてそこで専門的にチェックすべきではないかという意見がありましたし、前回やった形と同じ形で進めるのがよいのかどうかという議論も必要かと思います。
B 委員	審議会の中で特別委員会を設けるということもひとつの方法ですが、自治基本条例の中で検証委員会を設置

内山会長	するという事を書いてありますからね。 今の御意見にプラスすれば、審議会の仕事の責任がどこまでか曖昧な部分があったのではないかと思います。なぜなら、本来は審議会でやるべき議論ではない部分も議論したと感じたからです。審議会は審議会に徹して、新しいものをつくり変えることは別の組織で行ったほうがよいのかなという感じを受けました。審議会は審議するのが責任であって、新しい自治基本条例に反映することや実行計画に反映することなどは、別の組織の責任ではないのかなと感じました。全体的な進め方や専門的な視点を持った人の力を借りるということも含めて、再検討する必要があるのではないかと感じています。
C 委員	条例の在り方や作り方がどうだったのかと思う部分もありますよね。
東川副会長	質問なのですが、今のお話は、審議会で審議した内容を、実際に実施すべきかどうか決めるような委員会を別に設置すべきだということでしょうか。
B 委員	審議会としてはそういうことが望ましいと審議するわけですから、審議会で検証を行うのであれば、今までの流れでやるということになります。ですが、審議会と検証委員会を別にするのであれば、最終的には検証委員会が決めることになります。審議会が検証委員会に対して、「こういう意見がありますので、尊重してもらいながら検証を進めてください」という要望はできますが。
事務局（野口部長）	ひとつよろしいですか。B 委員さんの御意見ももっともだなという気もするのですが、原点に帰って自治基本条例第 20 条を読み込んでいきますと、『市長は 4 年を超えない期間ごとに検証する』『組織を設置して』とい

	う説明がなされております。平成２６年の１２月に白岡市は審議会条例まで設けて、その中での審議会は『検証に関すること』を議論すると明記されています。そうすると、副次的な組織を設置することはどうなのかなという気がします。それは市民が望むことなのだろうか。であれば、白岡市にとって今必要なことは、この制度をできるだけ広く皆さんに御理解いただいて、この制度を使ってまちづくりを進めていただき、今の生活を豊かにしていただく、人生を明るく過ごしていただく、そういう方向に力を注いでいくべきなのかなという気がしますがいかがでしょうか。
B 委員	自治基本条例では、普及や啓蒙などについては触れてないですから、自治基本条例の中に市民に周知するための手段を明記する必要があるのかということも議論になるのかなと感じたものですから。
C 委員	自治基本条例には、検証という条項があって、それに対応する検証するための審議会も条例として定められているという形は一応整っているのですよね。実態はどうなのかという話はまた別ですが、なかなかよい結果が出ないとなればまた改めて考え直さなくてはならないということになるのではないですか。
B 委員	方法はあるのです。審議会で、専門家を含めて、外部委員を呼んで一緒に検討してもらおうとか、そういう工夫をすれば今の条例の中での運用はできると思います。ですが、新たな条例が必要なのではないかという問題が出てきたときには、法令的な問題としていろいろなことが関わってくるので、とても今の審議会委員だけでは対応できないと思います。
事務局（河野課長）	実際に組織云々と言っても、市民の方に入っていた

	くことになると思いますので、やはりこの審議会をベースにして、そういったかたにオブザーバーとして入っていただいたほうがよいと思います。専門家の先生に入っていたいていた状況を振り返りますと、先生に理論関係をお任せしていたので、自由な意見を出しやすい状況があったと私も感じております。それを考えると、専門的なかたの関与を考えるのもよろしいのかと思いますが、条例や例規などを考えますと、審議会をベースにして必要に応じてそういったものを考えていくという方法が一番よいのかなと考えております。
内山会長	それは追い追いまた議論していきましょう。
B 委員	この審議会で検証も行うのであれば、今回は時間的余裕があるので、平成29年度の新委員さんが決まった後、全般的な自治基本条例についての基本的な知識を身につけるための研修を行うことが必要ではないかと思います。そうでないと、共通認識があまり持てない中で進むことになってしまいます。今回、自治基本条例をつくった時に関係した人がこの委員の中に何人かいますが、次回はそうなるとは限りませんので、一定の内部研修を重視する必要があるのではないかと思います。
内山会長	資料の『(イメージ)』の図の中に、『事前研修』というものがありますね。これが、『・自治基本条例などの例規について』の前に必要だということですね。
B 委員	そうです。自治基本条例そのものについての学習をしたほうがよいと思います。
内山会長	白岡市の自治基本条例がどういうレベルにあるかというような話なども含めて、事前に皆さんに知ってもらうことが必要だということですね。

事務局（野口部長）	おっしゃるとおり、そこは非常に大事なことだと思います。全国的にも３部作の条例を持っているところは少ないです。こういった制度を整えていただいた皆様方の御尽力のたすきが途切れてしまうわけですね。そのたすきをしっかり携えて、次代を担うまちづくりに係る皆様に伝えていかななくてはなりません。 市民の皆さんのための条例なのですが、市職員としては若い職員が大勢入ってきていますので、理念や目的を理解していない若い職員がたくさんおります。ですので、まずは職員が自治基本条例の理念をしっかりと理解して、常々仕事をする上で、肝に銘じながら市民のかたと対話するとか、そういう姿勢が、いつかは市民のかたに伝わって、いろいろな地域で参画や協働が自然に芽生えてくるというまちづくりができればよいと思います。 常々、我々もそれは議論していますが、広報だけではなかなかうまくいかないだろうと思っております。出前講座など、地域に出向いてお話しする機会をつくっていかねばならないので、例えば、フォーラムなどを要所に組み込んで機運を盛り上げる必要があるのではないかなというような考えを持っております。
内山会長	ありがとうございます。 この議題の最後にイメージ図を見ていただきたいのですが、平成３０年度の年度末までに『答申書の提出』というものがありますが、これですと、平成３０年度が終わる前に答申書を提出するということになりますが、それでよいのでしょうか。私たちはスタートしたのが６月でしたので、答申書は遅れて出ているのですよね。
事務局（内田主査）	時期的には間に合っているのですが、スタートが遅くなったということです。

内山会長	ということは、平成３０年度がまだ終わっていないのに、答申書を提出しなくてはならないという形になりますが、全ての議論が終わって検証してからの答申になっているかどうか。もっと簡単に言えば、この平成３０年度のイメージでよいのかどうかという判断をいただきたいと思います。平成３０年度は次の４年の最後の年度ですよね。
事務局（内田主査）	平成３１年の４月から９月末までの半年間がございしますが、問題点については内山会長さんがおっしゃったとおりです。平成３０年度が終わってない段階で答申するということは、その年度が完結していない状態ですので、検証する要素が不足してくるということになります。ですので、基本的には４月をまたいで、平成３１年度になってから平成３０年度をまとめて検証作業をしたほうが検証期間が長くなりますので、より適当なのかなと考えております。具体的にこの場で結論を出すのは難しいのですが、２年の任期の問題がありますので、それを天秤にかけることになるとと思います。また、答申の時期も具体的には後ほど考えていきたいと思います。
内山会長	ここで結論を出さなくてもよいということですか。
事務局（内田主査）	今日のところは要素がこれで満たされているかという確認をお願いします。時期については、遅いほうがよいのですが、任期の２年をいつ区切るかということもありますので、今日、結論を出さなくてもよいと考えます。
内山会長	それでは当面はこの形でいきたいと思います。
事務局（内田主査）	(4) その他 事務局から参加型市民フォーラムへの参加が呼びかけられた。

